

# 鳥取県公報

昭和二十七年五月十三日  
号 外 火 曜 日

本書ノ大きさハ國定規格A五判

目次  
◇規則 鳥取県水産業関係登録手数料徴收規則等を  
廃止する規則

## 規 則

鳥取県水産業関係登録手数料徴收規則等を廃止する規則  
をここに公布する。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第三十号

鳥取県水産業関係登録手数料徴收規則等を  
廃止する規則

次に掲げる規則等は、廃止する。

鳥取県水産業関係登録手数料徴收規則（昭和二十四年五

月鳥取県規則第三十三号）  
湖山池禁漁場通船許可手続（明治三十一年十月鳥取県令  
第百十三号）